

滋賀県ひとり親家庭福祉推進員設置要綱

1 目的

母子家庭、父子家庭および寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の相談に当たるとともにひとり親家庭等を対象とした各種事業の情報提供、制度活用への支援を行うため、市町にひとり親家庭福祉推進員を置く。

2 名称

滋賀県ひとり親家庭福祉推進員（以下「推進員」という。）

3 定数

定数は232人とする。

4 任期

2年とし、補充による場合は前任者の残任期間とする。

5 資格基準

- (1) ひとり親家庭等の福祉に理解と熱意を有し、社会的に信望があり、積極的な活動を期待できる者
- (2) 原則として65歳未満の者。ただし、再任の場合はできる限り75歳未満の者

6 任務

- (1) 担当する地域のひとり親家庭等の実態を把握し、常に福祉事務所や母子・父子自立支援員、地域の民生委員児童委員等と連絡を密にしつつ、相互に協力し、その相談・支援に当たること。
- (2) 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付時の意見書の作成や貸付を受けた事後の指導等に協力すること。
- (3) ひとり親家庭等の個々の課題に応じた各種制度や事業の情報提供を行うとともにそれらの活用支援を行うこと。

7 推薦および委（解）嘱等

- (1) 知事は、市町長からの推薦に基づき推進員を委嘱する。
- (2) 推薦は、東近江健康福祉事務所・湖東健康福祉事務所管内の市町にあっては、健康福祉事務所を経由することとする。

- (3) 推薦は、推薦書（様式第1）によることとし、候補者の履歴書（様式第2）および本人の承諾書（様式第3）をこれに添え、併せてひとり親家庭福祉推進員名簿一覧（様式第4）を作成し提出する。なお、前記5（2）の資格基準に該当しないものをやむを得ず推薦する場合は、推薦書付属資料（様式第5）を併せて提出する。
- (4) 推進員が任期途中で辞任する場合は、辞任願（様式第6）を提出するものとし、知事は、これに基づき解嘱を行う。
- (5) 推進員の住所、氏名等に変更が生じた場合は、変更届（様式第7）を提出するものとする。

8 その他

その他推進員の活動については、別に定める「滋賀県ひとり親家庭福祉推進員活動要領」による。

付 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正（3 定数）は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和57年2月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和59年2月6日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和61年2月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成9年11月27日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

ただし、第 8 項第 1 号の改正（「志賀町にあっては大津健康福祉センター所長」を削る部分に限る。）および別表の改正は、同年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 6 項および第 8 項第 1 号から第 3 号までの改正は、平成 20 年 1 月 10 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。